

令和6年度 仙北市立桧木内中学校いじめの防止等のための基本方針

仙北市立桧木内中学校

基本方針策定の趣旨

秋田県では、昭和61年度から「心の教育」に取り組んでおり、さらに平成5年度からは、その充実・発展を目指して「ふるさと教育」を学校教育共通実践課題として推進してきた。令和2年度に策定された「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」においては、目指す教育の姿を「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」とし、県民総がかりで計画を推進中である。

仙北市としても、学校教育の重点における目指す子ども像を「ふるさとを愛し、豊かな心・確かな学力・健やかな体をもち、未来の地域や社会を支える意欲と高い志にあふれる仙北の子ども」とし、キャリア教育の視点を生かしたふるさと学習の推進を通して、徳・体・知のバランスがとれた児童生徒を育むことを目指している。

本校では、教育目標を『「元気・温もり・感動」を伝える桧木内中学校』とし、生徒の心の居場所、心の絆のある学年づくりを目指し、生徒一人一人が心と体の成長を実感できる学校づくりに取り組んでいる。

そのような中にあって、いじめ根絶に向けた取組を一層充実させることは、本校教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う秋田県教育委員会及び仙北市教育委員会の基本方針を受け、本校では、全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体でつくりあげることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためにには、いじめは絶対許されないあってはならない行為であることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人一人が「いじめは、どの生徒にもいつでも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対許されない卑劣な行為であり、いじめ問題の解決は学校を含めた社会全体の永久の課題である」という強い意識をもち、生徒との望ましい信頼関係を基盤として、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの防止に向けた基本的な方向

- ①全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力で防止に努めるものとする。
- ②学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感・自尊感情の涵養に努めるものとする。
- ③生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他ともに尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」の観点から基本的な対策を講じるとともに、特に、インターネットを通じて行われるいじめ及び重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的対策

(1) 予防にすること

- ①いじめ防止等に関する基本的な考え方、いじめの基本認識を確認する機会を設け、教職員の共通理解を図る。
- ②学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動及び人権教育の充実を図る。
- ③学び合いを生かした授業改善に取り組み、全ての生徒が参加・活躍できる授業を推進する。

- ④生徒の変化を適切に捉えるために、定期的に「生徒アンケート」を実施するとともに、毎日の「生活記録ノート」の有効活用を図る。
- ⑤生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図るとともに、保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑥定期的に教育相談期間を設けて、全校生徒を対象とした教育相談を実施する。また、必要に応じて隨時実施する。
- ⑦PTA総会や学年懇談等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供し、意見交換する場を設けるとともに、学校報や学年報等により広報活動を行う。

(2) 対応にすること

- ①ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しながら、早い段階からの確認をもつようとする。
- ②発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有するとともに、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。
- ③事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、仙北警察署と相談して対処するとともに、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに仙北警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 相談にすること

- ①生徒及び保護者との信頼関係を構築させることにより、相談しやすい環境を整える。
- ②教育相談活動の充実を図る。
 - ・生徒アンケート実施後、生徒と学級担任の二者の教育相談を年2回実施する。
 - ・生徒・保護者・学級担任の三者面談を実施する。
 - ・スクールカウンセラーと全校生徒との面談を実施し、幅広い情報収集に努める。

(4) 連携にすること

- ①PTA組織、学校評議員制度等を活用し、学校や地域のいじめ問題について協議・評価・検証する機会を設ける。
- ②地域における体験活動を充実させ、生徒たちが大人と関わる機会を設定し、いじめの未然防止及び早期発見につなげる。
- ③いじめ問題が発生した場合は、保護者に対して学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係について情報を収集し指導に生かす。
- ④必要に応じて、仙北警察署や南児童相談所との連携を図る。
- ⑤必要に応じて、スクールカウンセラー、医療機関等と連携を図りながら教育相談を実施する。
- ⑥生徒や保護者に「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「すこやか電話」「子どもの人権110番」等、学校以外の相談窓口についても周知する。

(5) 組織にすること

- ①いじめ防止等の対策に対する組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - 構成員：校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・SC・当該担任
また、事案によっては、広域カウンセラー、SSW等を要請することもある。
 - 活動：○いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）
 - 毎週木曜日の職員打ち合わせの中での「生徒を語る会」の実施（職員間の情報共有）
 - 教職員のいじめに対する研修の立案・実施
 - その他、いじめ防止、早期発見、早期対応、解決、再発防止等について必要な事項

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめは、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるようにする。
また、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

(1) 学校で行う対策

- ①情報モラル教育の充実に努め、インターネットの特殊性についての理解を図る。
 - ・発信した情報は、多くの人に広まること

- ・匿名で書き込みをしても特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、さまざまな犯罪に巻き込まれる可能性があること

- ②携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び使用を禁止する。
- ③生徒や保護者を対象とした有害情報対策に関する講習会を実施する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ①生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ②掲示板やＬＩＮＥ等への書き込みは、家庭で行われることが多いことから、ＰＴＡ全体会や学年懇談等を通じて保護者への啓発活動を行う。

(3) 発生時の対応について

- ①教育委員会、警察、サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに現状が回復されるように努める。
- ②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに事案の推移については継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害があった場合などが想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに仙北市教育委員会を通じて仙北市長へ事態発生について報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体になることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、学校の設置者が主体となって調査を行う。いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係又は利害関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性・中立性を確保した上で効果的に実施されるよう留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものもあることから、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理については万全を期する。

(3) 調査結果の取扱い

調査結果については、仙北市教育委員会を通じて、仙北市長に報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」、「仙北市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、指導の改善に活用する。